



「親の気持ち」を大切にしたい ワンランク上の相続対策を FPに期待しています

相続税改正をきっかけに対策を講じようとする人が増えている。その多くが「節税」に主眼を置いたものになっているが、相続では節税対策以上に「もめないこと」が重要である。そのためにFPはどのようなアドバイスを行うべきなのか。天野隆・税理士法人レガシィ代表社員税理士にお話を伺った。

親と子の気持ちのズレをなくすことが対策の第一歩

——平成25年度の税制改正に盛り込まれた相続税の基礎控除額の引下げや最高税率の引上げなどが、今年1月から適用になりました。それに伴い、御社への相続件数も増えているものと思われませんが、いかがでしょうか。

天野 当社でお受けした相続件数を昨年と比べてみると、2014年は1月45件、2月55件、3月41件だったのに対して、今年は1月64件、2月75件、3月100件となっています。改正により、相続税の申告が必要になる人が2倍になると想定していましたが、相続件数もおおむね2倍となっています。

——相続税の改正が決定した後、メディアでも相続特集が数多く組まれるようになり、相続対策の必要性を認識される方が増えているのでしょうか。対策をアドバイスする際には、どんな点

が重要になってきますか。

天野 お客さまの気持ちに寄り添うことが何よりも大切です。特に、被相続人となる「親」と相続人である「子」の間で、相続に対する気持ちにズレがあることを前提にしてアドバイスを行わなければなりません。

相続対策でよく提案される「生前贈与を活用した生命保険加入」を例に考えてみます。

この場合、親から贈与を受けたお金で、親が亡くなったときに保険金を受け取れる生命保険に、子が加入することになります。これによって、税負担が少なくなり納税資金も準備できるので、相続税を納めることになり、子にとっては素晴らしい提案です。

ただ、親の気持ちを考える必要があります。親にとって、相続対策とは「死に向き合うこと」にはかきません。にもかかわらず、いきなりお金の話をされては親は気分を害してしまいま